

自動車の相続による名義変更 必要書類チェックリスト

普通車(登録自動車)4ケース+軽自動車 | 取る場所とメモ欄つき | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 6

使い方:まず車検証で「車の種類」と「所有者」を確かめる

普通車などの登録自動車は運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車(四輪)は軽自動車検査協会で手続きします。ローン会社など第三者が所有者の場合は、相続は発生しませんが(関東運輸局)。

普通車 ケース1

遺産分割協議で、相続人の1人が相続する(1ページ)

普通車 ケース2

車の価格が100万円以下で、遺産分割協議成立申立書を使う(2ページ)

普通車 ケース3

相続人が1人だけ(3ページ)

普通車 ケース4

相続人全員の名義にする(共同相続)(4ページ)

軽自動車

軽自動車検査協会の案内あり(5ページ)

そろえた書類に✓を入れ、通数や取得日をメモ欄に書きます。様式の入手先・手数料・期限・確認先は6ページ目にまとめています。

普通車 ケース1 遺産分割協議で、相続人の1人が相続する 関東運輸局「単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)」

✓	書類(注意)	誰の・誰が	どこで取るか	メモ(通数・取得日)
☐	申請書(OCRシート 第1号様式) 移転登録に使う様式。コピーした申請書は使えない(プリンタから直接印刷する)	新しい所有者(相続する人)	運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口で配付。国土交通省のホームページから印刷も可	
☐	手数料納付書(自動車検査登録印紙700円を貼る) 移転登録の手数料は1両700円(窓口申請・令和8年4月1日現在)	申請する人	窓口で配付(運輸局のホームページから印刷も可)。印紙は運輸支局・自動車検査登録事務所の近くで販売	
☐	自動車検査証(車検証) 有効期間内のもの	相続する車	—	
☐	戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)または 法定相続情報証明書 亡くなった事実と相続人全員が確認できるもの。氏名等が変わった場合はそれが確認できるものも必要。改製原戸籍が必要な場合がある。法定相続情報証明書なら戸籍謄本等は不要	亡くなった方と相続人全員	戸籍謄本:本籍地の市区町村 ／法定相続情報:法務局	
☐	遺産分割協議書 未成年の相続人がいる場合は特別代理人の押印が必要。車以外の財産も書いた協議書は原本と写しを持参(原本照合のあと原本は返却)	相続人全員(全員が実印を押す)	相続人で作る(運輸局のホームページに様式あり)	
☐	印鑑証明書 発行後3か月以内のもの	相続する人	住所地の市区町村	
☐	実印 または 委任状 代理人が手続きする場合は、相続する人の実印を押した委任状	相続する人	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	使用者の住民票 相続する人と車を使う人が違う場合だけ。発行後3か月以内のもの	車を使う人(使用者)	住所地の市区町村	
☐	委任状(新しい使用者の代理人が行く場合) 所有者と使用者が違い、新しい使用者の代理人が窓口に行く場合だけ	車を使う人(使用者)	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	自動車保管場所証明書(車庫証明書) 証明日から40日以内のもの。車検証の使用の本拠の位置と新しい使用者の住所が同じなら不要	車を使う人(使用者)	管轄の警察署	
☐	車両(その車で行く) 管轄が変わる場合に必要	相続する車	運輸支局・自動車検査登録事務所へ持ち込む	
☐	自動車税申告書(報告書) 名義変更(移転登録)の際に提出する(東京都主税局の案内)。令和8年4月から「自動車税種別割」は「自動車税」に名称が変わった	新しい所有者	運輸支局・自動車検査登録事務所に併設の自動車税事務所	

このケースの注意

- 遺産分割協議書のかわりに、遺言書(公正証書による遺言以外は家庭裁判所の検認済みのもの)・遺言書情報証明書・遺産分割に関する調停調書・審判書(確定証明書付)・判決謄本(確定証明書付)のいずれかでも手続きできます。

自動車の相続による名義変更 必要書類チェックリスト

普通車 ケース2:車の価格が100万円以下で、遺産分割協議成立申立書を使う場合

普通車 ケース2 車の価格が100万円以下で、遺産分割協議成立申立書を使う 関東運輸局「単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)の「(2) 遺産分割協議成立申立書」

✓	書類(注意)	誰の・誰が	どこで取るか	メモ(通数・取得日)
☐	申請書(OCRシート 第1号様式) 移転登録に使う様式。コピーした申請書は使えない(プリンタから直接印刷する)	新しい所有者(相続する人)	運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口で配付。国土交通省のホームページから印刷も可	
☐	手数料納付書(自動車検査登録印紙700円を貼る) 移転登録の手数料は1両700円(窓口申請・令和8年4月1日現在)	申請する人	窓口で配付(運輸局のホームページから印刷も可)。印紙は運輸支局・自動車検査登録事務所の近くで販売	
☐	自動車検査証(車検証) 有効期間内のもの	相続する車	—	
☐	戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)または 法定相続情報証明書 申立書を使う場合は、相続する人が相続人であることが確認できれば、他の相続人の確認は不要	亡くなった方と相続する人	戸籍謄本:本籍地の市区町村 ／法定相続情報:法務局	
☐	遺産分割協議成立申立書 車の価格が100万円以下であることを査定証などで確認できる場合に限り使える	相続する人(実印を押す)	運輸局のホームページに様式あり	
☐	査定証 または 査定価格を確認できる資料の写し等 車の価格が100万円以下であることを確認できるもの。申立書に添付する	相続する車	—	
☐	印鑑証明書 発行後3か月以内のもの	相続する人	住所地の市区町村	
☐	実印 または 委任状 代理人が手続きする場合は、相続する人の実印を押した委任状	相続する人	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	使用者の住民票 相続する人と車を使う人が違う場合だけ。発行後3か月以内のもの	車を使う人(使用者)	住所地の市区町村	
☐	委任状(新しい使用者の代理人が行く場合) 所有者と使用者が違い、新しい使用者の代理人が窓口に行く場合だけ	車を使う人(使用者)	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	自動車保管場所証明書(車庫証明書) 証明日から40日以内のもの。車検証の使用の本拠の位置と新しい使用者の住所が同じなら不要	車を使う人(使用者)	管轄の警察署	
☐	車両(その車で行く) 管轄が変わる場合に必要	相続する車	運輸支局・自動車検査登録事務所へ持ち込む	
☐	自動車税申告書(報告書) 名義変更(移転登録)の際に提出する(東京都主税局の案内)。令和8年4月から「自動車税種別割」は「自動車税」に名称が変わった	新しい所有者	運輸支局・自動車検査登録事務所に併設の自動車税事務所	

このケースの注意

- 申立書には、遺産分割協議が成立した日と、申立書で申請することに同意を得た日を書く欄があります。相続人全員の実印を押す遺産分割協議書のかわりに使う書類です。

メモ(車の登録番号・車台番号・査定の日・査定額)

.....

.....

.....

ふれあいの丘
生前整理支援センター
3 / 6

3 / 6

✓	書類(注意)	誰の・誰が	どこで取るか	メモ(通数・取得日)
☐	申請書(OCRシート 第1号様式) 移転登録に使う様式。コピーした申請書は使えない(プリンタから直接印刷する)	新しい所有者(相続する人)	運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口で配付。国土交通省のホームページから印刷も可	
☐	手数料納付書(自動車検査登録印紙700円を貼る) 移転登録の手数料は1両700円(窓口申請・令和8年4月1日現在)	申請する人	窓口で配付(運輸局のホームページから印刷も可)。印紙は運輸支局・自動車検査登録事務所の近くで販売	
☐	自動車検査証(車検証) 有効期間内のもの	相続する車	—	
☐	戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)または 法定相続情報証明書 相続人が1人だけの場合は、ほかに相続人がいないかの確認のため改製原戸籍が必要な場合がある	亡くなった方と相続人	戸籍謄本:本籍地の市区町村 ／法定相続情報:法務局	
☐	印鑑証明書 発行後3か月以内のもの	相続する人	住所地の市区町村	
☐	実印 または 委任状 代理人が手続きする場合は、相続する人の実印を押した委任状	相続する人	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	使用者の住民票 相続する人と車を使う人が違う場合だけ。発行後3か月以内のもの	車を使う人(使用者)	住所地の市区町村	
☐	委任状(新しい使用者の代理人が行く場合) 所有者と使用者が違い、新しい使用者の代理人が窓口に行く場合だけ	車を使う人(使用者)	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	自動車保管場所証明書(車庫証明書) 証明日から40日以内のもの。車検証の使用の本拠の位置と新しい使用者の住所が同じなら不要	車を使う人(使用者)	管轄の警察署	
☐	車両(その車で行く) 管轄が変わる場合に必要	相続する車	運輸支局・自動車検査登録事務所へ持ち込む	
☐	自動車税申告書(報告書) 名義変更(移転登録)の際に提出する(東京都主税局の案内)。令和8年4月から「自動車税種別割」は「自動車税」に名称が変わった	新しい所有者	運輸支局・自動車検査登録事務所に併設の自動車税事務所	

- 相続人が1人だけなら、遺産分割協議書・申立書・遺言書などの「いずれかのもの」は要りません。

自動車の相続による名義変更 必要書類チェックリスト

普通車 ケース4:相続人全員の名義にする場合(共同相続)／普通車のどのケースでも

普通車 ケース4 相続人全員の名義にする(共同相続) 関東運輸局「共同相続(相続人全員が相続する場合)」

✓	書類(注意)	誰の・誰が	どこで取るか	メモ(通数・取得日)
☐	申請書(OCRシート 第1号様式・第9号様式) 第9号様式は、第1号様式だけでは書ききれない所有者の氏名等を書く補助シート。コピーした申請書は使えない	新しい所有者(相続人全員)	運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口で配付。国土交通省のホームページから印刷も可	
☐	手数料納付書(自動車検査登録印紙700円を貼る) 移転登録の手数料は1両700円(窓口申請・令和8年4月1日現在)	申請する人	窓口で配付(運輸局のホームページから印刷も可)。印紙は運輸支局・自動車検査登録事務所の近くで販売	
☐	自動車検査証(車検証) 有効期間内のもの	相続する車	—	
☐	戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)または 法定相続情報証明書 亡くなった事実と相続人全員が確認できるもの。氏名等が変わった場合はそれが確認できるものも必要。改製原戸籍が必要な場合がある。法定相続情報証明書なら戸籍謄本等は不要	亡くなった方と相続人全員	戸籍謄本:本籍地の市区町村 ／法定相続情報:法務局	
☐	印鑑証明書 発行後3か月以内のもの	相続人全員	住所地の市区町村	
☐	実印 または 委任状 代理人が手続きする場合は、相続人全員の実印を押した委任状	相続人全員	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	使用者の住民票 新しい所有者である相続人と車を使う人が違う場合だけ。発行後3か月以内のもの	車を使う人(使用者)	住所地の市区町村	
☐	委任状(新しい使用者の代理人が行く場合) 所有者と使用者が違い、新しい使用者の代理人が窓口に行く場合だけ	車を使う人(使用者)	委任状の様式は運輸局のホームページにある	
☐	自動車保管場所証明書(車庫証明書) 証明日から40日以内のもの。車検証の使用の本拠の位置と新しい使用者の住所が同じなら不要	車を使う人(使用者)	管轄の警察署	
☐	車両(その車で行く) 管轄が変わる場合に必要	相続する車	運輸支局・自動車検査登録事務所へ持ち込む	
☐	自動車税申告書(報告書) 名義変更(移転登録)の際に提出する(東京都主税局の案内)。令和8年4月から「自動車税種別割」は「自動車税」に名称が変わった	新しい所有者	運輸支局・自動車検査登録事務所に併設の自動車税事務所	

普通車のどのケースでも確かめること

- まず車検証の「所有者の氏名又は名称」を確かめます。ローン会社など第三者が所有者の場合は、相続は発生しません。
- 手続きは、車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所で行います。相続の手続きは複雑なので、車検証(と自動車検査証記録事項)を手元に用意して事前に相談するよう案内されています。
- 相続を放棄した人がいる場合は、家庭裁判所の「相続放棄申述受理証明書」の原本と写しが必要です。
- 相続人に未成年者がいて利益相反行為になるときは、特別代理人の選任が必要です(選任については家庭裁判所に確認)。
- 亡くなった方が外国籍の場合は、相続の方法が本国法に基づくため注意が必要です。
- 車検証の有効期間が過ぎている場合、すぐに使うなら車検を受けてから相続の手続きをします。すぐに使わないなら一時抹消登録をして、使うときに中古新規登録をします。
- 相続による移転登録は、オンラインのワンストップサービス(OSS)の対象外です。
- 必要書類の書き方は運輸局によって少しずつ違います。たとえば北海道運輸局は、車庫証明書を「証明の日から1ヶ月以内のもの」と案内しています。管轄の運輸支局の案内で確かめてください。

自動車の相続による名義変更 必要書類チェックリスト

軽自動車(四輪):軽自動車検査協会での名義変更(相続の場合)

軽自動車の必要書類

軽自動車検査協会「名義変更(売買・譲渡・その他)」(2026年4月13日更新)

✓	書類(注意)	誰の・誰が	どこで取るか	メモ(通数・取得日)
☐	自動車検査証(車検証) 原本が必要(コピー不可)	相続する軽自動車	—	
☐	戸籍謄本等 または 法定相続情報一覧図 所有者が亡くなった事実と、新しい所有者が相続人(親族等)であることが確認できるもの。コピー可(複数ページは全ページ)。死亡診断書は原則使えない	亡くなった方と新しい所有者	戸籍謄本:本籍地の市区町村 ／一覧図:法務局	
☐	使用者の住所を証する書面(住民票の写し または 印鑑(登録)証明書のいずれか1点) 使用者や使用者の住所が変わる場合に限り必要。発行から3か月以内。住民票はマイナンバーの記載がないもの。コピー可	新しく使用者になる人	住所地の市区町村	
☐	ナンバープレート(車両番号標) 使用の本拠の位置の管轄が変わる場合に必要(変わらなければ不要)。その場合はナンバープレート代が別に必要	相続する軽自動車	車から外して持参	
☐	自動車検査証変更記録申請書(軽第1号様式 または 軽専用第1号様式) ダウンロードする場合は、協会の「ダウンロード時の注意点」を確認してから印刷する	新しい使用者	軽自動車検査協会の事務所・支所の窓口。協会のホームページからダウンロードも可	
☐	申請依頼書(様式5) 新しい使用者以外の人(代理人)が手続きする場合だけ	新しい使用者	協会のホームページから印刷、または窓口で入手	
☐	軽自動車税申告(報告)書 協会の手続きと合わせて軽自動車税の申告等を行う場合に必要	新しい所有者	軽自動車検査協会に隣接する税関係の窓口	

軽自動車の注意

- 軽自動車(四輪)の名義変更は、運輸支局ではなく軽自動車検査協会で行います。
- 手続きは、新しい使用者が車を使う場所(使用の本拠の位置)を管轄する事務所・支所・分室で行います。
- 名義変更(自動車検査証記録事項の変更)の申請手数料は無料です。
- 軽自動車は車庫証明書が不要で、協会の手続きでは保管場所証明書を出す必要はありません。ただし地域によっては、手続きのあとに警察署への届出が必要な場合があります。
- 軽自動車は、車検が切れていても名義変更ができます。
- 亡くなった所有者から直接、親族以外の第三者へ譲りたい場合は、新しく使用者になる人の使用の本拠の位置を管轄する事務所のコールセンターに問い合わせます。
- 軽自動車の申請は、オンラインのワンストップサービス(OSS)の対象外です。
- 車検証の使用者と所有者が違う場合(ローン会社など)は、先に所有者の同意を得てから手続きします。

メモ(車両番号・管轄の事務所・新しい使用者)

自動車の相続による名義変更 必要書類チェックリスト

ふれあいの丘
生前整理支援センター
6 / 6

様式の入手先・手数料・期限・売却や廃車の案内・確認先

様式の入手先(このPDFには様式そのものは入っていません)

- 申請書(OCRシート 第1号様式・第9号様式):運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口、または国土交通省「OCRシート申請書様式」(印刷前に国土交通省「OCR申請書の印刷等に関する注意事項」を確認(コピー不可・インクジェット印刷は避ける・実際のサイズで印刷))
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.tk6_000021.html
- 手数料納付書・遺産分割協議書・遺産分割協議成立申立書・委任状:関東運輸局「各種様式」(他の地域は管轄の運輸局のホームページか窓口)
<https://www.ttb.mlit.go.jp/kanto/jidou.gian/tourou/youshiki.html>
- 自動車税申告書(報告書):運輸支局・自動車検査登録事務所に併設の自動車税事務所(東京都主税局の案内)(令和8年3月31日で自動車税環境性能割は廃止、4月1日から自動車税種別割は自動車税に名称変更)
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/center_5.1
- 軽自動車の申請書(軽第1号様式・軽専用第1号様式)・申請依頼書(様式5):軽自動車検査協会「申請書類および記入例」、または協会の事務所・支所の窓口
https://www.keikenkyo.or.jp/form_example/list.html
- 軽自動車税申告(報告)書:軽自動車検査協会に隣接する税関係の窓口
https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/change_name.html

手数料

- 普通車の移転登録:1両700円(窓口申請。道路運送車両法関係手数料令・関東運輸局「登録・検査手数料一覧表」令和8年4月1日現在)。手数料納付書に自動車検査登録印紙を貼って納める。管轄が変わってナンバープレートを付け替える場合などは、別にナンバープレート代がかかる(金額は管轄の運輸支局の案内で確認)。
- 軽自動車の名義変更(自動車検査証記録事項の変更):無料。管轄が変わる場合はナンバープレート代が別に必要。

期限と税

- 登録自動車(普通車など)の所有者が変わったときは、新しい所有者が、その事由があった日から15日以内に移転登録を申請しなければなりません(道路運送車両法第13条第1項)。
- 国土交通省は、名義が変わったのに移転登録を怠ると、道路運送車両法により罰金が課せられることがあるほか、リコールの案内や税金・保険のお知らせが届かないおそれがあると案内しています。
- 名義変更に時間がかかる場合、東京都では相続人から代表者を決めると、名義変更までの間、代表者に自動車税の納税通知書が送られます。

売却・廃車にする場合(必要書類は次の案内で確かめる)

- 普通車:関東運輸局「第三者への名義変更」「一時抹消登録」「永久抹消登録」
https://www.ttb.mlit.go.jp/kanto/jidou.gian/tourou/souzoku_meigihenkou.html
https://www.ttb.mlit.go.jp/kanto/jidou.gian/tourou/souzoku_ichijimassou.html
https://www.ttb.mlit.go.jp/kanto/jidou.gian/tourou/souzoku_eikyuumassou.html
- 軽自動車:軽自動車検査協会「廃車(返納・解体届出)」
<https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/scrapped/>

確認先とこのチェックリストについて

関東運輸局は、相続の手続きは非常に複雑なので、車検証(と自動車検査証記録事項)を手元に用意して、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所に事前に相談するよう案内しています。軽自動車は、管轄の軽自動車検査協会の事務所・支所・分室で確かめてください。窓口の場所は各公式サイトの手続き一覧で確かめられます。

このチェックリストは公開資料(2026年10月3日確認)をもとにした一般的なもので、すべての相続に当てはまるものではありません。遺産の分け方で迷うときは、弁護士などの専門家に相談してください。